

令和元年度 準中型・中型・大型・けん引免許取得助成事業 要綱

(公社) 福岡県トラック協会

〔目的〕

第1条 この要綱は、公益社団法人福岡県トラック協会（以下「県ト協」という）が、深刻化しているトラック運送業界のドライバー不足に対応するため、会員事業者（以下「会員」という）が従業員に「準中型免許」、「中型免許」、「大型免許」、「けん引免許」を取得させた際の教習料の一部を助成することで、トラックドライバーの雇用の安定確保を促進し、安心、安全で安定した国内物流の維持・発展に資することを目的とする。

〔助成対象〕

- 第2条 指定期間中に、助成対象の免許を取得した従業員(会員の社会保険に加入している者に限る)が在籍している会員事業所を対象とし、次の事項を満たすものとする。
- (1) 年度内における助成人数は1会員事業所に対し3名までとする。
 - (2) 前号(1)に係わらず、年度内における第5条に定める高等学校等在学中の準中型免許取得に対する助成人数は1会員事業所に対し3名までとする。
 - (3) 年度内における同一従業員に対する助成回数は1回限りとする。
 - (4) 免許を取得した従業員の住所が福岡県内もしくは福岡県に隣接する市町村（佐賀市、鳥栖市、神崎市、唐津市、荒尾市、日田市、中津市、下関市等。次号(5)において同じ。）であること。(免許取得前が上記住所でない場合も、免許取得後に上記住所が記載される場合は対象とする)
 - (5) 指定自動車教習所（自動車学校を含む。以下「教習所」という。）の所在地が福岡県内もしくは福岡県に隣接する市町村であること。
 - (6) けん引免許は、中型・大型免許既得者が取得した場合のみとする。

〔予算総額〕

第3条 予算総額は29,250,000円とし、申請受付期間は前期と後期の年2回とする。
なお、予算枠は前期17,500,000円、後期11,750,000円とし、前期の申請が予算枠に達しなかった場合は、その予算残額を後期に繰り越すことができる。

〔助成額〕

第4条 助成額は、教習料の半額（1円未満は切り捨て）とし、1人当たりの助成額は、次に定める上限額までとする。

2 1人当たりの助成上限額は次の通りとする。

免許種別	1人当たり助成上限額
準中型免許の取得	100,000円
中型免許の取得	50,000円
大型免許の取得	100,000円
けん引免許の取得	50,000円
5トン限定準中型免許の限定解除	25,000円
8トン限定中型免許の限定解除	25,000円

〔申請受付期間〕

第5条 助成の申請受付期間は、次の通りとする。なお、令和2年3月の免許取得は助成対象外とする。

期間	助成対象となる免許取得日（対象期間）	申請・請求書類受付期間（事前申請・交付請求）
前期	平成31年4月1日から令和元年9月末日まで	令和元年7月1日から令和元年9月末日まで
後期	令和元年10月1日から令和2年2月末日まで	左記対象期間と同様

但し、平成30年度（平成31年3月末日まで）に高等学校を卒業（高等学校卒業に準ずる場合も含む）し、会員事業所に在籍している者については、在校中に取得した準中型免許も助成対象とする。

- 2 前項の受付期間において、事前申請及び高等学校等在学中の準中型免許取得に対する助成交付請求を先着順で受け、申請額が第3条に定める予算額に達したとき、その時点で該当する受付期間の事前申請及び高等学校等在学中の準中型免許取得に対する助成交付請求を締め切るものとし、県ト協はその旨を会員に通知する。

なお、その時点で受付けている事前申請書及び助成金交付請求書については、調整の上、助成金額を決定するものとし、その場合には助成上限額が支払われないことがある。

- 3 県ト協は、事前申請を受理した場合、その旨を会員へ通知しなければならない。

〔申請書類〕

第6条 会員は第5条に定める期間に次の（1）事前申請及び（2）交付請求の書類を県ト協に申請する。

但し、第5条に定める高等学校等在学中の準中型免許取得に対する助成については、事前申請は不要とし、次の（3）交付請求の書類を県ト協に申請する。

（1）事前申請（免許取得前）

- ①準中型・中型・大型・けん引免許取得事業 事前申請書（様式1）
- ②誓約書（様式2）
- ③取得前の運転免許証（写）
- ④教習所の入校を証明する書類（様式5又は教習所名及び氏名が入ったIDカード等）
- ⑤健康保険証（写）

※運転免許を取得しておらず、準中型免許を取得する場合は、③取得前の運転免許証（写）は除外とする。

※教習所の入校を証明する書類は、入校式等を終え、教習に入ることを証明する書類であり、入校待ちの場合は申請不可。

（2）交付請求（免許取得後）

- ①準中型・中型・大型・けん引免許取得助成事業 助成金交付請求書（様式3）
- ②取得後の運転免許証（写）
- ③教習所への支払いを証明する書類（写）〔教習所発行の領収書（写）〕

※領収書（写）は会社宛又は事業主宛のみ有効で従業員個人宛の領収書（写）は不可。

（3）交付請求（高等学校等在学中に準中型免許取得）

- ①準中型免許取得助成事業 助成金交付請求書（様式4）
- ②誓約書（様式2）
- ③取得後の運転免許証（写）
- ④健康保険証（写）
- ⑤高等学校等の卒業を証明する書類（写）〔卒業証書、卒業証明書など〕
- ⑥教習所から免許取得者あての領収書（写）及び免許取得者から会員あての領収書（写）

〔助成金の交付〕

第7条 県ト協は会員から第6条の申請があったときは、速やかに審査し、当要綱に付した条件に適合すると認めるとき、会員に対し助成金を交付する。

〔助成金の返還〕

第8条 県ト協は、会員から提出された書類の内容に虚偽の事実が判明した場合、既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

〔その他〕

第9条 この要綱に定めのない事項が発生した場合、労務厚生委員会において協議するものとする。

〔附則〕 本要綱は、平成31年4月1日から適用する。